

○高知縣市町村総合事務組合交通災害共済条例

平成 17 年 2 月 1 日
条 例 第 2 8 号

改正 平成 21 年 2 月 12 日条例第 5 号
平成 23 年 8 月 24 日条例第 5 号
平成 24 年 2 月 24 日条例第 4 号
平成 25 年 2 月 28 日条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、高知縣市町村総合事務組合同規約（平成 17 年高知県指令 16 高市振第 1983 号。以下「規約」という。）第 3 条第 1 項第 8 号の規定に基づき日本国内で交通事故（以下「交通災害」という。）により災害をうけた者を救済するための共済制度を設け、もって住民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例で、交通災害とは、次の各号に掲げる交通機関の運転又は航行に伴う接触、衝突、転落、転覆、その他の事故による人の死傷をいう。

- (1) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路における同項第 8 号に規定する車両、同項第 11 号の 3 に規定する身体障害者用の車いす及び同項第 13 号に規定する路面電車
- (2) 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）又は軌道法（大正 10 年法律第 76 号）の適用を受ける鉄道又は軌道において運転する車
- (3) 海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 4 項に規定する旅客定期航路事業又は同条第 6 項に規定する不定期航路事業の用に供する旅客船（13 人以上の旅客定員を有する船舶）
- (4) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業（旅客の運送に限る。）の用に供する同条第 1 項に規定する航空機

(組合加入者の資格)

第 3 条 高知縣市町村総合事務組合が行なう交通災害共済に加入することのできる者は、次条に掲げる共済期間の始まるときに規約第 3 条第 1 項第 8 号に掲げる事務を共同処理する団体（以下「支部」という。）の住民基本台帳に記録されている者とする。ただし、共済期間が重複して加入することはできないものとする。

(共済期間等)

第 4 条 交通災害共済加入者（加入後の転出者を含む）の共済期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、4 月 1 日以後において加入申込みを受理された者については、その受理された日の翌日から当該共済期間の残りの期間とする。

(加入の申込み及び共済掛金)

第 5 条 交通災害共済に加入しようとする者は、別に定めるところにより、申込書に掛金を添

えて支部に申込みをしなければならない。

- 2 前項の掛金は1人1共済期間につき500円とし、前条ただし書の場合においても同額とする。
- 3 加入申込みの受付期間は、毎年2月1日から3月31日までとする。ただし4月1日以降においても転入その他の事情によって加入申込みをすることを妨げない。
- 4 既納の掛金は、返還しない。

(災害見舞金の支払い等)

第6条 加入者が交通事故により災害を受けたときは、当該加入者(小学生以下の場合は、親権者)又はその遺族に対し別表に定める等級に応じた災害見舞金を支払うものとする。

- 2 災害見舞金は、交通事故発生の都度支払うものとする。

ただし、加入者が災害見舞金の支払を受けた場合、当該事故による災害の程度が加重して、別表に掲げる上位の等級に該当するに至ったときは、加重前と加重後の等級に対応する災害見舞金の差額を支払うものとする。

- 3 災害見舞金の支払いを受けようとする者は、規則で定める様式を提出しなければならない。この場合において、当該様式に次の各号に掲げる書類の原本を添付した者に支払う災害見舞金の額は、第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に当該各号に掲げる額を加算した額とする。

(1) 自動車安全運転センター事務長の発行する交通事故証明書 1事故につき540円

(2) 規則で定める様式による医師の診断書または柔道整復師等の施術証明書 1事故につき5,000円

- 4 別表に定める治療等実日数の算定は、当該交通事故にかかる初診又は初療の日から起算する。
- 5 死亡の場合における災害見舞金は、当該交通事故による傷害に直接起因した結果として事故発生の日から180日以内に死亡した場合に限り支払うものとする。

(災害見舞金の請求期間)

第7条 災害見舞金の請求期間は、事故発生の日から2年以内とする。

(遺族の範囲)

第8条 災害見舞金の支給を受けることができる加入者の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、加入者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で加入者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に該当しない子及び父母

- 2 前項に掲げる者の災害見舞金の支給を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

- 3 災害見舞金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、その人数により等分して支給するものとする。

(災害見舞金の支払いの制限等)

第9条 天災による災害に対しては災害見舞金を支払わない。

- 2 加入者が次の各号の一に該当する行為を行なった結果として交通災害を受けた場合及び同

乗っていた者がその行為によって交通災害を受けた場合には、その者にかかる災害見舞金は支払わない。

(1) 自殺

(2) 故意

(3) 道路交通法第 64 条（無免許運転の禁止）又は第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）の規定に違反した場合

3 加入者が次の各号の一に該当する場合は、その者に対する災害見舞金の全部又は一部を支払わないことができる。

(1) 正当な理由なくして治療等に関する医師等の指示に従わなかった者

(2) 盗難車又は他人の車を無断で運転して事故を起こした者

(3) その他法令に違反し、管理者が不相当と認めるとき

（死亡による災害見舞金支払いの特例）

第 10 条 加入者が交通災害により死亡した場合において第 8 条に規定する遺族がないときは、災害見舞金にかえて葬祭費に相当する金額を葬祭執行者に支払うことができる。ただしこの場合においても第 9 条の規定を適用するものとする。

2 前項の葬祭費として支払う金額は、別表の災害等級 1 等級の見舞金の 2 分の 1 以内の額とする。

3 葬祭費の請求は、葬祭執行者の提出にかかる支払い領収書その他の証ひょう書類を添えて支部の長が代わって請求するものとする。

（災害見舞金の返還）

第 11 条 虚偽その他不正の手段により災害見舞金を受けた者があるときは、管理者は、その災害見舞金を全額その者から返還させるものとする。

（報告・出頭等）

第 12 条 管理者は、審査のため必要があると認めたときは、請求者又はその他の関係者に対して報告させ、文書その他の物件を提出させ出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

（委任規定）

第 13 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 17 年 2 月 1 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から始まる共済期間について適用する。

（経過措置）

2 平成 17 年 3 月 31 日以前の交通災害に対する災害見舞金の支給は、なお従前の高知縣市町村交通災害共済条例（昭和 44 年条例第 1 号）の例による。

附 則（平成 21 年 2 月 12 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 8 月 24 日条例第 5 号）

この条例は、平成 24 年 2 月 1 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日以後に始まる共済期間について適用する。

附 則（平成 24 年 2 月 24 日条例第 4 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 28 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表

交通災害等級と見舞金額表

等級	傷 害 の 程 度	見舞金額
1	死亡（事故当日から 180 日以内の死亡）	1,000,000 円
2	身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号に規定する 1 級の障害	500,000 円
3	治療等実日数 180 日以上の傷害	120,000 円
4	” 80 日以上 180 日未満の傷害	100,000 円
5	” 70 日以上 80 日未満 ”	90,000 円
6	” 60 日以上 70 日未満 ”	80,000 円
7	” 50 日以上 60 日未満 ”	70,000 円
8	” 40 日以上 50 日未満 ”	60,000 円
9	” 30 日以上 40 日未満 ”	50,000 円
10	” 20 日以上 30 日未満 ”	40,000 円
11	” 10 日以上 20 日未満 ”	30,000 円
12	” 3 日以上 10 日未満 ”	20,000 円